

**寄付**

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼5月22日、渥美ロータリークラブ会長 河合光志様から教育環境の充実のため、金30万円。

▼6月3日、田原市グラウンド・ゴルフ協会会長 甲斐文夫様から教育環境の充実のため、グラウンド・ゴルフ用具5セット。

▼6月18日、(株)河合組代表取締役 河合伸久様から野田小

**「たはら暮らし」の魅力  
写真で発信中!**

本市ではInstagramに公式アカウント「tahara\_kurashi (たはら暮らし)」を開設しています。

「たはら暮らし」には、私たちが日頃目にしている市内の風景や暮らしの1コマ、地域のイベントなどの写真を投稿しています。



また、キーワードで写真が集まるInstagramの仕組みを利用し、市アカウントの閲覧登録者に「#たはら暮らし」のキーワードを付けた投稿を呼び掛けています。

あなたの知らない田原市を発見できるかもしれません。ぜひ、のぞいてみてください。



▶ 広報秘書課 ☎ 22-0138  
⑩1004334



学校の教育活動支援・充実のため、電動スクリーン1台。  
▼6月28日、武蔵精密工業(株)代表取締役 大塚浩史様から環境教育充実のため、双眼鏡10台。  
▼7月4日、オケマツ水工(株)代表取締役社長 伊藤大輔様から、AEDおよび収納ボックスなど一式。

**税**

**個人事業税第一期分の納税をお忘れなく**

**個人事業税の第一期分の納期限は9月2日(日)です**

8月中旬に県から対象者宛てに納税通知書をお送りします。最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。

▼東三河県税事務所課税第一課  
☎(0532)356127

**国民健康保険税の納期と納付方法**

⑩1001159

国保税額は7月に決定し、8月中旬に世帯主宛てに通知します。世帯主が、他の健康保険に加入していても、家族の中で一人でも国民健康保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。

普通徴収の方は、4月に通知してある仮算定税額(第1・2期分)を差し引いた税額を第3〜8期の6回に分けて納めていただきます。

**国民健康保険税の特別徴収**

国保税の特別徴収(年金からの引き落とし)の対象は、世帯主を含め国民健康保険に加入している方全員が65歳から74歳までの世帯です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は普通徴収の対象者になります。

- ・今年度中に75歳になる方
- ・滞納がなく口座振替による納付を継続している方で今後も確実な納付が見込める方
- ・年金額が年間18万円未満の方

・介護保険料と国保税を合わせた年金からの引き落とし額が、年金の2分の1を超える方

平成31年度に医療分の課税限度額が3万円引き上げとなり、年間の課税限度額が96万円になります。

また均等割・平等割(5割軽減および2割軽減)の軽減判定所得の基準が見直され、軽減対象となる範囲が拡大されました。

※詳細はお問い合わせください

**保険年金課**

☎232149 FAX230180

**国民健康保険税の税率**

区分	医療分	支援金分	介護分
①所得割額	前年の所得に応じて賦課される額	4.9%	1.3%
②均等割額	加入者1人当たりの額	25,200円	10,800円
③平等割額	加入世帯1世帯当たりの額	27,600円	7,200円
年税額	①+②+③ 賦課限度額	610,000円	190,000円

**お詫びと訂正**

広報たはら7月号8ページ、公共施設の使用料に間違いがありました。お詫びして訂正します。

正しくは、「田原駅南公共駐車場」(入場後7時間を超えるときは、入場から24時間まで510円→520円)です。